

就学援助制度

小・中学校に在学・就学予定の保護者の皆様へ

和泊町では、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、就学援助制度で学用品の購入費や学校給食に係る経費などを支援しています。

◎ 認定基準について

以下の基準に該当する場合に就学援助の受給を受けることができます。

- 1 和泊町に住所（住民票上の住所）を有しており、和泊町立の小・中学校に在学または就学予定である児童生徒がいる方
- 2 世帯の状況が以下のいずれかに該当する方
 - ・ 生活保護の停止または廃止となった
 - ・ 町民税の所得割が非課税となっている
 - ・ 国民年金保険料が免除されている
 - ・ 児童扶養手当を受給している
 - ・ 災害等により税金等の減免を受けている
 - ・ 職業安定所に求職申込をしている
 - ・ 学校納付金の納入や学用品・通学用品等の購入が困難



※ これらに併せて世帯全員の所得状況により、認定審査を行います。

◎ 援助内容について

費目名	内容	備考
学用品費等	通常必要とする学用品の購入費	定額
通学用品費	通常必要とする通学用品の購入費	定額(1学年を除く)
新入学児童生徒学用品費	入学にあたり通常必要とする学用品の購入費	定額
校外活動費	校外活動に直接係る交通費等(宿泊を伴わないもの)	定額
学校給食費	学校給食に要した給食費	定額

※生活保護を受給されている場合は、生活保護費から支給されます。

※支給額については、5月に各学校で配布される案内文書または和泊町ホームページでご確認ください。

◎ 申請等について

- 1 就学援助を希望される場合は、在学する（予定の）学校が示す提出期限までに申請書等を提出してください。
- 2 就学援助の受給対象となるかの審査は和泊町教育委員会において行い、審査結果については、7月中頃に各学校を通じてお知らせいたします。
- 3 就学援助の支給については、7月、12月、3月（各学期末）に行う予定です。

◎ 問合せ先

和泊町教育委員会学校教育係
〒891-9112 和泊町和泊10番地
Tel.0997-92-0009